（別紙２）

社会福祉法人　丹波篠山市社会福祉協議会

ふれあい・いきいきサロン事業運営等補助金交付要綱

（目的）

第１条　この事業は、ひとり暮らし高齢者及び家に閉じこもりがちな高齢者等が気軽に集えるサロンの運営に関し、地域住民とのふれあいによる孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、地域住民による福祉活動を支援することを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、自治会、まちづくり協議会、ボランティア団体等（以下、「自治会等」という。）とする。

２　この事業の目的を達成するため、社会福祉法人丹波篠山市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は自治会等と緊密な連携を図り、事業の円滑な推進に努めなければならない。

３　この事業を実施するにあたり、事業の全部、又は一部を第三者に委託することはできない。

（実施回数）

第３条　この事業の実施回数は、年度内４回以上とする。

（実施場所）

第４条　この事業の実施場所は、自治会の公民館等とする。

（事業内容）

第５条　この事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

（1）　茶話会
（2）　レクリエーション
（3）　健康チェックや健康教室
（4）　昼食の提供や会食会
（5）　趣味教養講座
（6）　世代間交流
（7）　講演会
（8）　その他、この事業の目的達成のため必要な事業

（対象者等）

（別紙２）

第６条　この事業の対象者は、事業を実施する自治会等に在住する次の各号に掲げるもののいずれかの参加を前提とする。

（1）　概ね 65 歳以上でひとり暮らし高齢者

（2）　高齢者世帯

（3）　家に閉じこもりがちな高齢者

２　この事業は、前項の対象者に対し、広く周知して実施するものとする。

（補助金の額等）

第７条　この事業の運営に要する経費について、次の各号に定める基準により交付するものとし、上限を 40,000 円とする。

（1）　参加者数（運営スタッフの人数も含む。以下、この条において同じ。）が平均 10 人以下　10,000 円

（2）　参加者数が平均 11 人から 20 人以下　20,000 円

（3）　参加者数が平均 21 人から 30 人以下　30,000 円

（4）　参加者数が平均 31 人を超える場合　40,000 円

２　前項の平均人数の算出については、小数点以下を切り上げて算出するものとする。

３　この事業の運営に必要な備品類（１年以上継続して使用することができるもの）の購入について、１の実施主体に１回、上限 50,000 円の補助を交付することができる。ただし、当該補助金の交付の日から 10 年を超えていない場合は、交付することはできない。

（対象外経費）

第８条　前条の補助金の対象とならない経費は、次の各号のとおりとする。

（1）　事業（活動）に関する人件費

（2）　事業運営にかかる委託費

（3）　自治会等が恒久的に使用する備品費

（4）　自治会等が所有する備品の賃借料や会場使用料

（5）　自治会等が所有する備品・機材の修理代や活動拠点の修繕費

（6）　アルコール類等の飲食料代

（7）　打ち合わせや反省会にかかる飲食料代

（8）　贈呈品やゲーム等の景品としての金券や商品券

（9）　その他、領収書がない等の使途が不明な経費

（補助金の交付申請）

第９条　第７条の規定による補助金の交付を受けようとするものは、ふれあい・いきいきサロン事業運営等補助金交付申請書（様式第１号）を、社協の会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

（別紙２）

（補助金の交付決定）
第１０条　会長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。
２　会長は、交付決定の内容をふれあい・いきいきサロン事業運営等補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知する。
３　第１項の交付決定後に内容の変更が生じても再度の申請をすることはできない。

（事業の広報）
第１１条　交付決定のあった申請者は、事業の実施にあたり、赤い羽根共同募金の配分金の一部を充当している旨を広報（周知）しなければならない。

（補助金の請求）
第１２条　会長は、第１０条の規定による交付決定を通知した申請者から提出されるふれあい・いきいきサロン事業運営等補助金請求書（様式第３号）により、補助金を交付する。

（実績報告）
第１３条　申請者は、毎年３月末日までにこの事業を完了し、１月以内にふれあい・いきいきサロン事業運営等補助事業実績報告書（様式第４号）を、関係証拠書類等を添えて会長に提出しなければならない。

（補助金の返還）
第１４条　会長は、前条の規定による実績報告に基づき、補助金の使途等が、第１０条第２項に規定する交付決定の内容と著しく異なるときは、補助金の全部、又は一部の返還を求めることができる。
２　申請者は、事業完了後に補助金に残余が生じたときは、速やかに返還しなければならない。

（その他）
第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な細目は会長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（別紙２）

（ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱の廃止等）

２　ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱は、令和５年３月 31 日をもって廃止する。ただし、既に同要綱に基づき交付決定を受けているものについては、同要綱の規定によるものとする。